

○東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校長選考規則

〔昭和49年12月19日〕  
制 定

改正 昭和55年11月27日 平成6年7月14日  
平成11年4月1日 平成12年4月1日  
平成14年9月19日 平成18年1月12日  
平成20年10月17日 平成25年10月24日  
平成26年7月17日 平成31年3月28日  
令和元年10月17日

(趣旨)

第1条 東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校長(以下「校長」という。)の選考は、この規則の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 校長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 校長の任期が満了するとき。
- (2) 校長が辞任を申し出たとき。
- (3) 校長が欠員になったとき。

2 校長の選考は、前項第1号に該当する場合においては、任期満了の1月以前に同項第2号及び第3号に該当する場合においてはすみやかに行う。

(任期)

第3条 校長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、6年を超えて在任することはできない。

(校長候補者選考委員会)

第4条 校長候補者を選考するため校長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 音楽学部長
- (2) 校長
- (3) 音楽学部の作曲、声楽、オペラ、ピアノ、オルガン、弦楽、管打楽、室内楽、古楽、指揮、邦楽、楽理、音楽教育、ソルフェージュ、音楽環境創造科及び言語芸術の各教科主任
- (4) 音楽学部附属音楽高等学校副校長
- (5) 音楽学部附属音楽高等学校主幹教諭、教諭及び養護教諭のうちから選出された者 2名

3 委員会に、委員長を置き音楽学部長をもって充てる。

(校長候補者の選出方法)

第5条 委員会は、音楽学部教授会の意向を徴し音楽学部及び演奏芸術センター専任教授のうちから校長候補者3名を選出する。

(校長の選考)

第6条 学長は、前条により選出された校長候補者3名のうちから校長を選考する。

附 則

この規則は、昭和49年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年11月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年9月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年10月17日から施行する。

2 この規則施行の日の前日において校長の任にある者であって、引き続き在任する者については、この規則にかかわらず、その任期満了まではなお従前のおりとする。